

# 川崎市男女平等推進審議会規則

〔平成 13 年 9 月 28 日  
規 則 第 83 号〕

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、男女平等かわさき条例(平成 13 年川崎市条例第 14 号)第 17 条第 9 項の規定に基づき、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

## (委員)

第 2 条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

## (会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 審議会は会長は招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (関係者の出席)

第 5 条 審議会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

## (部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長 1 人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。

## (庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

## (委任)

第 8 条 この規則に定めるものほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。